

【まん延防止等重点措置】 の延長に伴う対応について

まん延防止等重点措置の延長に伴う、施設の利用時間・利用料金の還付について変更はございません。オミクロン株は従来株に比べて感染力が強く、軽症・無症状での感染が特徴です。運動中以外のマスク着用の徹底、手洗い、手指消毒など改めて新型コロナウィルス感染防止対策にご協力ください。

対象期間

令和4年1月21日（金）から

~~令和4年3月6日（日）まで~~

令和4年3月21日（月祝）まで

今後の状況により、利用制限の変更や期間を短縮または延長する場合があります。

利用料金の還付について

◆専用利用について、新型コロナウィルス感染拡大防止のため予約を取り消した場合は、「**当面の間**」該当区分の料金を全額還付いたします。

※施設の使用制限等に係る愛知県からの要請内容や感染状況に応じて終期を変更する場合があります。

パロマ瑞穂アリーナ



指定管理者：(公財)名古屋市教育スポーツ協会 NESPA